まちづくり委員会資料

所管事務報告

第5次川崎市市営住宅等ストック総合活用計画(案)の策定に伴 うパブリックコメントの実施について

資料 1 第5次川崎市市営住宅等ストック総合活用計画(案)の策定 について

資料 2 第 5 次川崎市市営住宅等ストック総合活用計画(案)に関する 意見募集の御案内

参考資料 第5次川崎市市営住宅等ストック総合活用計画(案)

まちづくり局

1 計画改定の背景と目的

本市は、平成13 (2001) 年3月に、住宅に困窮する低所得者の居住安 定確保を図るために、市営住宅等ストックの効率的な整備・管理を推進 することを目的として、「川崎市公営住宅ストック総合活用計画」を策 定し、概ね5年毎に見直しを行っています。

直近では、平成29 (2017) 年3月に、長寿命化改善事業の本格実施等を位置付けた「第4次川崎市市営住宅等ストック総合活用計画」を策定し、現在、この計画に基づいて、市営住宅の整備・管理を行っています。 (完成実績: 建替工事486戸、長寿命化改善工事672戸)

一方、昨今の不安定な社会・経済状況や、今後の人口・世帯の動態、 脱炭素化に向けた動向など、市営住宅を取り巻く環境が変化していく中で、 令和3 (2021) 年7月に、第10次川崎市住宅政策審議会の答申で、社 会環境の変化に合わせてストックを最適化するなど、市営住宅の持続的 な運営等について提言を受けたところです。

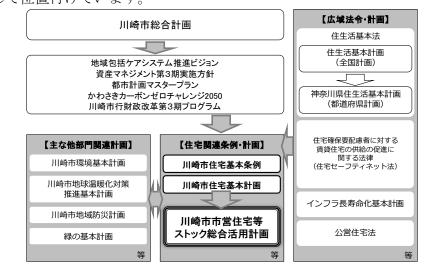
本市においても、令和4(2022)年3月に、公共施設等総合管理計画である「資産マネジメント第3期実施方針」を策定し、「資産保有の最適化について重点的な取組を推進する」と位置付けており、市営住宅の約半数を占める高経年ストックの建替事業等の平準化や効果的・効率的にストックを最適化する取組が求められています。

このような状況を踏まえ、施策内容の見直しを行い、<u>「第5次川崎市</u> 市営住宅等ストック総合活用計画」を策定するものです。

2 計画の位置付けなど

■計画の位置づけ

本計画は、本市の住宅・住環境に関する分野別計画である<u>「住宅基本計画」を上位計画とした</u>、市営住宅等の整備・管理に関する実施計画として位置付けています。



■計画期間

<u>本計画の期間は、令和5 (2023) 年度から令和14 (2032) 年度の10</u> カ年とします。

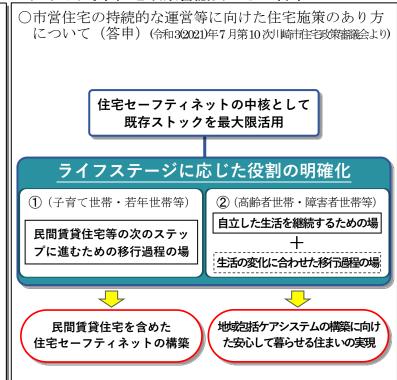
3 市営住宅等を取り巻く現状と課題

(1) 市営住宅の現状

- ①<u>応募倍率が10倍前後の高い水準</u>で推移するとともに、<u>狭小な住戸が多い高経年ス</u>トックの建替えに伴い、総床面積は増加傾向。
- ②<u>建物の老朽化</u>が進んでおり、<u>令和 22(2040)年前後に耐用年限が到来</u>し、<u>建</u> 替時期を迎える住宅が集中。
- ③社会情勢の変化により労務費の上昇や、建築資材の高騰が進行。
- ④国内外における脱炭素化に向けた取組の加速化や、自然災害の激甚化・頻発化。
- ⑤市営住宅入居者における入居期間の長期化、高齢化の進行、単身世帯の増加。
- ⑥福祉施策に資する社会福祉施設等の導入への取組。

	H 2 2	H 2 8	R 4
戸数	17, 572 戸	17, 573 戸	17, 383 戸
平均応募倍率	約 18 倍	9.5倍	10.2 倍(R3)
築40年超の住宅	33.4%	43.5%	46.0%
総床面積	111.1 万㎡	111.2万㎡	112.6万㎡(R2)
65歳以上の入居者割合	38.7%	48.4%	55.1%
居住期間20年以上の		52.0%	51.5%
入居者割合	_	52.0%	51. 5 %
単身世帯の割合	32.6%	39.0%	46.9%

(2)川崎市住宅政策審議会からの答申



(3)第4次ストック計画の検証

- ○事業計画に基づき建替事業と長寿命化改善事業を着実に実施。団地の集約再編事業に向けた候補団地の選定や民間活用の検討を実施。
- ○定期募集回数の増加や常時募集の開始により入居機会の拡大を図りましたが、世帯人員と住戸面積のミスマッチの解消にまで至っていません。

(4) 市営住宅等の主な課題

- ①応募倍率が10倍前後の高い水準で推移するとともに、総床面積が増加傾向であることへの対応。
- ② 令和 22 (2040) 年前後に耐用年限を迎える住棟が集中するため建替え事業の平準化が必要。
- ③労務費の上昇や建築資材の高騰など厳しい財政状況を踏まえた、整備及び管理の更なる効率化等への対応。
- ④脱炭素社会の実現や自然災害の激甚化・頻発化等の社会環境の変化等への対応。
- ⑤入居期間の長期化、高齢化の進行、単身世帯の増加を踏まえた、世帯人員と住戸面積のミスマッチへの対応や若年世帯等の入居機会の確保。
- ⑥地域包括ケアシステムなどを踏まえた、福祉分野と連携した市営住宅等の有効活用。

4 計画改定のポイント

厳しい財政状況の中、高齢化の進行、脱炭素化に向けた動向、住宅政策審議会からの答申などを踏まえ、社会環境の変化に合わせたストックの最適化を推進するとともに、より公平・的確な入居機会の提供等に取組み、市営住宅の持続可能な運営を確保していきます。 具体的には、主に以下の取組を推進していきます。

- ①当面は引き続き管理戸数を維持しながら、小世帯化に対応して小規模住戸の割合を拡大するなどにより、総床面積の増加を抑制。
- ②建物の長期活用を図りつつ、建替え事業を計画的に推進するなど、将来の事業量のピークの平準化に向けた取組を推進。
- ③団地の集約再編事業について、民間活用を含めて検討し、計画期間内での事業化に向けた取組を推進。
- ④省エネ性能の向上・太陽光発電設備の設置など脱炭素化に向けた取組や災害リスクに対応した整備に向けた取組を推進。
- ⑤若年単身世帯の入居機会の創出、子育て世帯等の期限付き入居制度の拡大に向けた取組を推進。
- ⑥地域の多様な支援の担い手と入居者のつながりづくりなど、地域での居住の安定確保に向けた取組や市営住宅の有効活用等を推進。

5 整備・管理の基本方針等

(1) 市営住宅の役割

○ 住宅に困窮する低所得者の居住安定確保に向けて、福祉施策等との連携や、民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネットの構築に向けた取組を図りながら、<u>住宅セーフティネットの中核</u>として、既存ストックを最大限活用し、ライフステージに応じた低廉な住宅を提供します。

(子育て世帯・若年世帯等)

民間賃貸住宅等の次のステップに進むための移行過程の場としての役割を担います。

(高齢者世帯・障害者世帯等)

福祉施策等との連携を図りながら、<u>自立した生活を継続するための場を基本</u>とし、適切なケアが受けられるように配慮しつつ、生活の変化や本人の希望に合わせた移行過程の場としての役割を担います。

(2)整備・管理の基本方針

①世帯動向等を見据えた当面の管理戸数の維持と総床面積の抑制

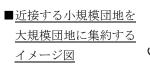
- <u>当面は</u>、市営住宅の需要は高い水準で推移すると見込まれることから、<u>福祉施策等と連携を図りな</u>がら、民間賃貸住宅を活用するとともに、管理戸数を維持します。(継続)
- 建替え時には<u>小規模住戸の割合を拡大するなど、高経年ストックの更新に伴う総床面積の増加を抑</u>制します。(新規)

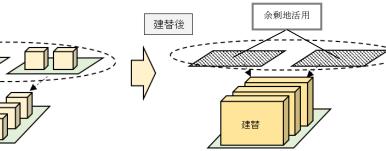
②建替事業及び長寿命化改善事業の計画的な推進

○ 耐用年限を迎える住棟が急増する<u>令和 22 (2040) 年前後の事業量を分散</u>させるため、長寿命化改善事業により建物の長期活用を図るとともに、一部建替えを先行するなど、建替え・長寿命化改善事業を計画的に推進し、中長期の事業量を平準化します。(継続)

③整備及び管理の更なる効率化等に向けた取組の推進

- <u>団地の集約再編事業の着手</u>に向けて、団地規模や土地利用状況、地域毎の住宅の分布等を考慮しながら、土地の有効活用の促進効果等を整理するなど、<u>具体的な対象団地の選定や事業計画の策定</u>等を推進します。(新規)
- 市の財政負担軽減を図る観点等から<u>団地の集約再編事業における民間活力の導入</u>に向けた取組を推進します。(新規)
- 新築設計において、間取りや設備の納まり等に関する<u>標準プランを活用し、設計及び工事の合理化</u>・ 管理の効率化を推進します。(新規)
- 管理業務について、現行の管理代行を適正に評価するとともに、他都市の動向等を踏まえながら、 より効果的・効率的な管理方式の検討を行い、管理代行や指定管理者制度など令和9年度以降の管理方式を決定します。(継続)





④社会環境の変化等に対応した供給

- 脱炭素社会の構築に向けて、新築住宅の省エネ性能の水準引き上げや太陽光発電設備設置の標準化 等により、省エネ化や再エネ導入を推進するとともに、駐車場空き区画での EV 充電器の設置や EV カーシェアリングの導入に向けた取組を推進します。(新規)
- <u>風水害の激甚化・頻発化を踏まえ、浸水リスクを考慮した電気設備の設置</u>など、<u>災害リスクに対応した整備</u>を検討します。(新規)

⑤より公平・的確な提供の推進

○ 住宅に困窮する<u>若年単身世帯の入居機会の創出、期限付き入居制度の対象世帯や募集戸数の拡大</u>、 入居申込者の状況により配慮した<u>優遇倍率の見直し</u>、団地間の立地の差や住戸間の設備等の差をより的確に反映するための<u>使用料の見直しなどを検討し、より公平・的確な提供に向けた取組を推進</u>します。(継続・拡充)

⑥市営住宅等の有効活用の推進

- 地域の多様な支援の担い手と入居者がつながりやすい仕組みづくりなど、<u>地域での居住の安定確保</u> に向けたモデル的な取組を実施します。(新規)
- 福祉分野等と連携し、<u>大規模な団地の建替えに伴う創出地を活用し</u>、福祉施策に資する<u>社会福祉施設等を</u> 併設します。(継続)
- 駐車場の空き区画での<u>コインパーキング導入やEV充電器の設置</u>など、市営住宅等の<u>空きスペース</u> の有効活用に向けた取組を推進します。(継続)

6 整備事業計画及び管理運営等について

(1)整備手法の選定

- 整備手法の選定は、原則、国の「<u>公営住宅等長寿命化計画策定指針</u>(改定 平成 28(2016)年8月)」に基づき、過去の修繕履歴や各団地の特性などを考慮しながら、耐用年限以上活用するための<u>長寿命化や、建替え、集約・再編の適切な整備手法を選択し、事業を推進</u>します。
- 長寿命化改善事業により建物の長期活用を図るとともに、建替事業を計画的に推進し、<u>中長期の事</u>業量の平準化を図るため、年間平均300戸の建替え・長寿命化改善を目途とします。
- 今計画期間内においては、令和5 (2023) 年度~令和9 (2027) 年度の前期5年間と令和10 (2028) 年度から令和14 (2032) 年度までの後期5年間に分け、計画的に事業を推進します。

(2) 団地別整備事業計画(10年間の事業計画)

整備手法	前期(5年間)事業計画	後期(5年間)事業計画	
建替え	小倉西、千年前田、初山、清水台、	上作延、初山、有馬第2、高山、清水	
	生田、高石、真福寺	台、高石	
	観音、中丸子、新作、南平耐火、南	田島、藤崎東、小倉東、木月耐火、上	
長寿命化改善	平第2、有馬第1、有馬第2、有馬	小田中耐火、日向、坂戸、久末谷中、	
	第3、高山、野川西	久末表 A、野川西、中野島南	
集約・再編	_	宮内、苅宿、二子(新規)	

建替えは解体着手年度、長寿命化改善は工事着手年度とする。

(3) 市営住宅等の管理運営と有効活用

- <u>若年単身世帯の入居機会の創出や期限付き入居制度の募集戸数の拡大、使用料の見直しなど</u>について、計画期間内に関係部局と連携を図りながら適切に実施します。
- 100 戸以上の大規模な団地の建替えの際には、<u>創出地を活用し、社会福祉施設等を誘致</u>するとともに、<u>福祉部局等と連携</u>しながら、<u>既存住戸</u>(政策空家)<u>や共同施設</u>(集会所等)<u>等を活用した高齢者見守り</u>活動等への場の提供、コインパーキングなどの空きスペースの有効活用を推進します。

7 今後のスケジュール

	2022 年度	2023 年度~2027 年度	2028 年度~2032 年度
	(令和 4 年度)	(前期 5 年間)	(後期 5 年間)
計画改定	改定に向けた 検討・調整 パブ コメ等 改	型】計画に甘べき中族(2022~2022)	

※なお、総人口が減少期に入ることによる社会環境の変化を的確に捉えて、市営住宅の整備・管理を行います。また、川崎市住宅基本計画等の改定により、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、取組結果について検証を行います。

第5次川崎市市営住宅等ストック総合活用計画 (市営住宅等長寿命化計画)(案)の策定について

―市民の皆様からの意見を募集します―

川崎市における市営住宅ストックの効率的な整備・管理を推進するため、「第5次川崎市市営住宅等ストック総合活用計画(市営住宅等長寿命化計画)」(案)を策定いたしましたので、市民の皆様からの御意見を募集いたします。

1 意見募集期間

令和4年12月1日(木)から令和5年1月6日(金)まで ※郵送は当日消印有効。持参は令和5年1月6日(金)の17時15分までとします。

2 閲覧資料

- (1)第5次川崎市市営住宅等ストック総合活用計画(案)の策定について
- (2) 第5次川崎市市営住宅等ストック総合活用計画(案)

3 閲覧場所

川崎市ホームページ、かわさき情報プラザ(川崎市役所第3庁舎2階)、公文書館、各区役所の市政資料コーナー、支所・出張所、図書館(本館・分館)、市民館(本館・分館)、市民文化局協働・連携推進課(川崎フロンティアビル7階)、まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課(明治安田生命川崎ビル6階)

4 意見提出方法

(1) 郵送

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課(2)持参

川崎市川崎区宮本町6(明治安田生命川崎ビル6階)

まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課

- (3) FAX (書式自由)
 - 044-200-3970 (まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課)
- (4) 電子メール

インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、パブリックコメントの専用ページから、専用のフォームを使って所定の方法により送信してください。

- ※1 意見書の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名(法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名)」及び「連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所)」を明記してください。
- ※2 電話や来庁による口頭での御意見は受け付けておりませんので御了承ください。
- ※3 御意見に対する個別の対応はいたしませんが、類似の内容を整理又は要約した上で、本市の考え方を整理した結果をホームページ等で公表します。

5 問合せ先

川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課

電話 044-200-2995 FAX 044-200-3970